

## 西宮市旅館業等建築物建築等連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例（平成16年西宮市条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定により提出された建築等事前相談書（条例第11条において準用する場合を含む。）の内容を精査し、条例第8条の規定による市長の指導（条例第11条において準用する場合を含む。）が必要な場合においては、当該指導に関し意見を集約するため、西宮市旅館業等建築物建築等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例第7条による建築等事前相談書に関すること。
- (2) 条例第8条による市長の指導に関すること。
- (3) その他、条例の運用と、条例の運用に関連する市の所管事務との調整等に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる委員で構成する。

2 連絡会議に議長を置き、環境局環境総括室環境保全課長をもって充てる。

### (連絡会議の開催)

第4条 連絡会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、特定の案件について特定の委員のみにより連絡会議を開催することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、環境局環境総括室環境保全課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成19年7月10日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

政策局 都市計画部 都市デザイン課長

都市局 建築・開発指導部 開発指導課長

都市局 建築・開発指導部 建築指導課長

土木局 土木総括室 自転車対策課長

環境局 環境総括室 環境保全課長